

## 「証券取引法の一部を改正する法律案に対する修正案」の趣旨説明

ただいま議題となりました「証券取引法の一部を改正する法律案に対する修正案」について、提出者を代表して、その趣旨をご説明いたします。

ディスクロージャーは証券市場を支える最も基本的な制度であり、発行会社が継続開示義務に違反して一般投資家を欺く行為は、証券市場に対する挑戦であるとさえ言えるものであります。悪質重大な継続開示義務違反については刑事罰が発動されますが、さらに広範に継続開示義務違反を抑止し、規制の実効性を確保するためには、刑事罰に加えて、発行開示義務違反等におけると同様、行政上の措置として課徴金制度を導入することが急務となっております。

本修正案は、このような状況にかんがみ、証券市場に対する信頼を確保し、一般投資家を保護するため、継続開示義務違反について、次のような課徴金制度を導入することとするものであります。

以下、修正案の概要を申し上げます。

第一に、本修正案は、継続開示義務違反に対する課徴金制度を導入するものであります。その課徴金の額は、有価証券報告書等については、300万円を原則とし、虚偽記載時の株式等の時価総額の0.003%に相当する額が300万円を超える場合には、その額とすることとしております。また、半期報告書及び臨時報告書等に係る課徴金の額については、有価証券報告書等に係る課徴金の2分の1に相当する額としております。

第二に、罰金と併せて課徴金が課される場合には、その課徴金の額から罰金の額の全額を控除することとしております。

第三に、この法律の施行の日から1年を経過する日までの間に継続開示書類を提出した者については、初回の違反であること、当局による調査開始前に自主的な訂正を実施したこと、再発防止策を講じたこと、という三要件を充たす場合に、課徴金の額を減額することとしております。

第四に、検討規定を置き、「政府は、おおむね二年を目途として、この法律による改正後の課徴金に係る制度の実施状況、社会経済情勢の変化等を勘案し、課徴金の額の算定方法、その水準及び違反行為の監視のための方策を含め、課徴金に係る制度の在り方等について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする」こととしております。

以上が、本修正案の趣旨であります。

何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに御賛同くださいますようお願いいたします。